

令和2年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時49分

○招 集 年 月 日

令和2年4月22日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年4月22日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 北 島 貴 光
水 道 課 長 奈 良 論
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
書 記 細川雄哉
書 記 小林宥斗

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 余市町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 2 号 余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、野呂議員は病気入院のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案3件、他に議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号2番、吉田議員、議席番号3番、近藤議員、議席番号4番、藤野議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 令和2年余市町議会第1回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案3件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長(中井寿夫君) ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読申し上げます。

議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年法律第5号として、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年政令第109号として、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年総務省令第21号として令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直し等でございます。1つ目としてひとり親に対するひとり親控除の適用について、2つ目としてひとり親以外の寡夫控除の見直しについて、3つ目として個人住民税の人的非課税措置の見直しについておのおの規定の整備を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するために、1つ目として現に所有している者、相続人等の申告の制度化について、2つ目として使用者を所有者とみなす制度の拡大についておのおの規定の整備を行うものであります。

次に、たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しについて規定の整備を行うものであります。

また、元号改元に伴い、法律の改正に併せて改正を行うものでございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧をいただきたく存じます。

続きまして、一括上程されました議案第2号 余

市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読申し上げます。

議案第2号 余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

このたびの余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例につきましては、ただいまご説明申し上げました議案第1号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、法律の改正に合わせて本条例中に引用しております条項の整理等を行うものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

議事の取扱い上、議員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時40分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定に

より委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第3号 余

市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険税条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の軽減基準のうち5割軽減に係る基準について被保険者数の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に、2割軽減に係る基準について被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるための改正でございます。

また、市町村住民税において譲渡所得の特例措置が創設されたことに伴い、特例措置を適用した譲渡所得の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める改正を併せて行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に

改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 毎年この改正条例が出るたびに伺っている質問なのですが、今回もまた5割軽減と2割軽減の対象が拡大していくという毎年の流れだと思うのですが、今回これが拡大することによって新たに対象となってくる世帯というのはどのぐらい増えるのかなというのを教えてください。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

このたびの軽減措置の拡大に伴う対象見込みの世帯数でございますけれども、対象外から2割軽減に措置される方が10世帯、影響額として約20万円に

なります。同じく2割軽減から5割軽減に措置される方は10世帯、影響額としては約29万円と試算しております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時49分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 3番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 4番 藤 野 博 三